

(自動車登録規則の一部改正)

第九十七条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局長」を「地方運輸局長(以下「陸運支局長」といふ。))」を「陸運支局長」に改める。

第十二条中「沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第二項」に改める。

同条第一を次のように改める。

別表第一(第十二条関係)

陸運支局又は自動車検査登録事務所	表示する文字	陸運支局又は自動車検査登録事務所	表示する文字
札幌陸運支局	札 幌	福井陸運支局	福 井
函館陸運支局	函 館	岐阜陸運支局	岐 阜
旭川陸運支局	旭 川	飛騨自動車検査登録事務所	飛 騨
室蘭陸運支局	室 蘭	静岡陸運支局	静 岡
釧路陸運支局	釧 路	浜松自動車検査登録事務所	浜 松
帯広陸運支局	帯 広	沼津自動車検査登録事務所	沼 津
北見陸運支局	北 見	愛知陸運支局	名 古 屋
青森陸運支局	青 森	豊橋自動車検査登録事務所	豊 橋
八戸自動車検査登録事務所	八 戸	西三河自動車検査登録事務所	三 河
岩手陸運支局	岩 手	小牧自動車検査登録事務所	尾張小牧
宮城陸運支局	宮 城	三重陸運支局	三 重
福島陸運支局	福 島	滋賀陸運支局	滋 賀
いわき自動車検査登録事務所	いわき	京都陸運支局	京 都
秋田陸運支局	秋 田	大阪陸運支局	大 阪
山形陸運支局	山 形	なにわ自動車検査登録事務所	な に わ
庄内自動車検査登録事務所	庄 内	和泉自動車検査登録事務所	和 泉
新潟陸運支局	新 潟	兵庫陸運支局	神 戸
長岡自動車検査登録事務所	長 岡	姫路自動車検査登録事務所	姫 路
長野陸運支局	長 野	奈良陸運支局	奈 良
松本自動車検査登録事務所	松 本	和歌山陸運支局	和 歌 山
茨城陸運支局	水 戸	鳥取陸運支局	鳥 取
土浦自動車検査登録事務所	土 浦	島根陸運支局	島 根
栃木陸運支局	宇 都 宮	岡山陸運支局	岡 山

佐野自動車検査登録事務所	と ち ぎ	広島陸運支局	広 島
群馬陸運支局	群 馬	福山自動車検査登録事務所	福 山
埼玉陸運支局	大 宮	山口陸運支局	山 口
熊谷自動車検査登録事務所	熊 谷	徳島陸運支局	徳 島
所沢自動車検査登録事務所	所 沢	香川陸運支局	香 川
春日部自動車検査登録事務所	春 日 部	愛媛陸運支局	愛 媛
千葉陸運支局	千 葉	高知陸運支局	高 知
野田自動車検査登録事務所	野 田	福岡陸運支局	福 岡
習志野自動車検査登録事務所	習 志 野	北九州自動車検査登録事務所	北 九 州
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖 ヶ 浦	久留米自動車検査登録事務所	久 留 米
東京陸運支局	品 川	筑豊自動車検査登録事務所	筑 豊
練馬自動車検査登録事務所	練 馬	佐賀陸運支局	佐 賀
足立自動車検査登録事務所	足 立	長崎陸運支局及び厳原自動車検査登録事務所	長 崎
八王子自動車検査登録事務所	八 王 子	佐世保自動車検査登録事務所	佐 世 保
多摩自動車検査登録事務所	多 摩	熊本陸運支局	熊 本
神奈川陸運支局	横 浜	大分陸運支局	大 分
川崎自動車検査登録事務所	川 崎	宮崎陸運支局	宮 崎
湘南自動車検査登録事務所	湘 南	鹿児島陸運支局及び大島自動車検査登録事務所	鹿 児 島
相模自動車検査登録事務所	相 模	沖縄総合事務局陸運事務所、宮古支所及び八重山支所	沖 縄
山梨陸運支局	山 梨		
富山陸運支局	富 山		
石川陸運支局	石 川		

同条第三中「物品税」を「消費税」、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(自動車登録及び検閲に関する申請手続の整理を定める省令(昭四六))

第九十八条 自動車登録及び検閲に関する申請手続の整理を定める省令(昭四六)の第八号の一部を次のように改める。

第五条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六条中「地方運輸局長(以下「陸運支局長」といふ。))」を「陸運支局長」に改める。

第五条様式及び第六号様式から第十八号様式まで中「地方運輸局長陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

(タクシー業務適正化臨時措置法施行規則の一部改正)

第九十九条 タクシー業務適正化臨時措置法施行規則(昭四六)の第六号の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第十八号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。